

平成 27 年 5月 21日

各 位

会 社 名日本プラスト株式会社代表 者 名代表取締役社長 須藤 亘 (コード番号 7291 東証第二部)問合せ先専務取締役 鈴木 睦男電話番号0544-58-6830

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月21日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改定する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等ではない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第27条第2項の新設および第35条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条第2項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更の株主総会開催日 平成27年6月26日(金) 予定 定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(金) 予定

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

### 現行定款

## 第4章 取締役および取締役会

#### 第27条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第 426 条第1項 の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第1項の取締役 (取締役であった者を含む。)の損 害賠償責任を法令の限度において 免除することができる。

(新 設)

第 28 条~第 34 条 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

#### 第35条 (監査役の責任免除等)

当会社は、会社法第 426 条第1項 の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第1項の監査役 (監査役であった者を含む。)の損 害賠償責任を法令の限度において 免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第1項 の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約 に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 36 条~第 41 条 (条文省略)

## 変 更 案

# 第4章 取締役および取締役会

#### 第27条 (取締役の責任免除等)

当会社は、会社法第 426 条第1項 の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第1項の取締役 (取締役であった者を含む。)の損 害賠償責任を法令の限度において 免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第1項 の規定により、取締役(業務執行取 締役等である者を除く。)との間に、 会社法第 423 条第1項の損害賠償 責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基 づく責任の限度額は、法令が規定す る最低責任限度額とする。

第28条~第34条 (現行どおり)

第5章 監査役および監査役会

#### 第35条 (監査役の責任免除等)

当会社は、会社法第 426 条第1項 の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第1項の監査役 (監査役であった者を含む。)の損 害賠償責任を法令の限度において 免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第1項 の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第36条~第41条 (現行どおり)